

## くだもの商品券払戻のお知らせ

平成23年7月31日をもって、広島果物商業協同組合発行のくだもの商品券の利用を終了いたしました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第一項に基づき下記により払戻をいたします。

### 記

#### 1. 前払式支払い手段の種類

広島果物商業協同組合発行のくだもの商品券

発行価格 500円

使用できる期間又は期限 なし

\*他の組合発行のくだもの商品券は、従来通り使用できます。

#### 2. 申出期間

平成23年9月13日(火)～平成23年12月12日(月)

※上記期間内に申出されない場合は、本払戻し手続きから除籍されますのでご注意ください。

#### 3. 申し出方法

1. 広島果物商業協同組合事務所もしくは当組合加盟店(広島市内)へ商品券を直接ご持参下さい。
2. 広島果物商業協同組合事務所へ、商品券と共に振込先金融機関名、口座番号、口座名義人(カタカナ)、連絡先電話番号を書いた紙を同封して簡易書留で郵送して下さい。

#### 4. 払戻しの方法

1. 広島果物商業協同組合事務所もしくは当該組合加盟店へ商品券を直接ご持参いただいた場合は、額面金額を現金にて払戻いたします。
2. 広島果物商業協同組合事務所へ郵送していただいた場合は、1ヶ月以内にご指定の口座に、郵送料と共に額面金額を振り込みいたします。

#### 5. 問い合わせ先

住所 〒733-0832 広島市西区草津港1丁目8番1号 広島中央卸売市場内

名称 広島果物商業協同組合 TEL082-279-2468

時間 午前9時より午後3時まで

定休日 毎週土・日曜日と祝祭日・休市日

## ご利用終了・払い戻し対象 くだもの商品券



表面

この部分が「広島果物商業協同組合」と記してある商品券



裏面